

障害者差別解消法が施行されました

～障害の有無にかかわらず、

誰もが安心して暮らせるまちに～



障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)が平成28年4月1日に施行されました。

武蔵村山市

■ 障害者差別解消法ってどんな法律 ■

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

ポイント1 この法律で対象になる「障害のある人」とは

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の障害のある方で、障害や社会的障壁（社会のかべ）によって、日常生活や社会生活が困難になっている方です。障害者手帳を持っていない方や障害児も含まれます。

ポイント2 障害を理由とする差別とは

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合は、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮（合理的配慮）を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

ポイント3 社会的障壁とは

障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となる次のようなものを指します。

- ① 社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備等）
- ② 制度（利用しにくい制度など）
- ③ 慣行（障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など）
- ④ 観念（障害のある方への偏見など） など

■ 障害者差別解消法で求めているのは ■

この法律では、行政機関などや民間事業者に対し、「不当な差別的取扱いの禁止」と、「合理的配慮の提供」を求めています。

1 不当な差別的取扱いの禁止

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、障害のない人には付けない条件を付けるなどが禁止されています。

- 障害を理由とする不当な差別的取扱い(例)

障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。



2 合理的配慮の提供

障害のある人から行政機関などや民間事業者に対して、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、必要で合理的な配慮を行うことが求められます。

- 合理的配慮(例)

筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。



	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国の行政機関・地方公共団体等	禁止	法的義務
民間事業者 (個人事業者、NPO等の非営利事業者も含む。)	禁止	努力義務 (※義務)

※東京都の条例では、差別解消の取組を一層進めるため、義務となりました。

障害者差別解消法 Q & A

Q 「合理的配慮」の具体的な例は何ですか。

A どのような配慮が合理的配慮に当たるかは、個別のケースで異なりますが、典型的な例としては、車いすの方が乗り物に乗るときに手助けすることや、窓口で障害のある方の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応するなどがあります。

Q 合理的配慮の提供が努力義務とされる民間事業者の範囲は。

A 営利目的か非営利目的かを問わず、反復継続して行う行為として、対価を得ない無報酬の事業や、社会福祉法人、NPO法人の行う非営利事業も含まれます。

Q 何らかの配慮を求める「意思の表明」は、障害者本人からの意思の表明に限られますか。「意思の表明」ができない障害者はどうしますか。

A 知的障害などにより自ら意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることができるとされています。

武蔵村山市の相談窓口

健康福祉部障害福祉課業務係

〒208-8502 武蔵村山市学園四丁目5番地の1

(市民総合センター1F)

電話 590-1185

FAX 562-3966

月～金曜 8:30～17:15 (祝休日を除く)

イラストの出典：内閣府発行リーフレット「障害者差別解消法が制定されました」から引用